

## 「高知県換地業務促進費補助金交付要綱」の新旧対照表

改 正	現 行
<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県換地業務促進費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助事業内容) 第2条 県は、ほ場整備事業、農地開発事業等換地処分を必要とする事業の増加に対応するために、早急に換地事務の円滑な処理体制の確立を図り、換地処分の促進及び換地技術者の強化を図ることを目的として、高知県土地改良事業団体連合会（以下「補助事業者」という。）が、<u>受益農地管理強化委員会</u>を設置し、<u>土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号）</u>及び<u>土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号）</u>に基づいて行う次に掲げる<u>受益農地管理強化対策事業</u>（以下「補助事業」という。）に要する経費について予算の範囲内において補助するものとする。</p> <p>(1) <u>受益農地管理強化委員会の設置</u> (2) <u>換地選定に関する指導</u> (3) <u>換地処分未了地区等の解消に関する指導</u> (4) <u>財産管理制度活用に関する指導</u></p> <p>(補助率) 第3条 (略)</p> <p>(補助金の交付の申請) 第4条 (略)</p>	<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県換地業務促進費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助目的及び補助事業内容) 第2条 県は、ほ場整備事業、農地開発事業等換地処分を必要とする事業の増加に対応するために、早急に換地事務の円滑な処理体制の確立を図り、換地処分の促進及び換地技術者の強化を図ることを目的として、高知県土地改良事業団体連合会（以下「補助事業者」という。）が、<u>換地等強化事業推進委員会</u>を設置し、<u>水土総合強化推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2318号）</u>及び<u>水土総合強化推進事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2319号）</u>に基づいて行う次に掲げる<u>土地改良換地等強化事業</u>（以下「補助事業」という。）に要する経費について予算の範囲内において補助するものとする。</p> <p>(1) <u>換地等強化事業推進委員会の設置</u> (2) <u>換地技術者等及び換地事務量の把握等</u> (3) <u>換地事務に関する指導</u> (4) <u>農地利用集積に関する指導</u></p> <p>(補助率) 第3条 (略)</p> <p>(補助金の交付の申請) 第4条 (略)</p>

<p>(補助金の交付の決定) 第 5 条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し) 第 6 条 (略)</p> <p>(補助の条件) 第 7 条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定前の事業着手) 第 8 条 (略)</p> <p>(概算払) 第 9 条 (略)</p> <p>(実績報告等) 第 10 条 (略)</p> <p>(書類の保管) 第 11 条 (略)</p> <p>(グリーン購入) 第 12 条 (略)</p> <p>(情報の開示) 第 13 条 (略)</p>	<p>(補助金の交付の決定) 第 5 条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し) 第 6 条 (略)</p> <p>(補助の条件) 第 7 条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定前の事業着手) 第 8 条 (略)</p> <p>(概算払) 第 9 条 (略)</p> <p>(実績報告等) 第 10 条 (略)</p> <p>(書類の保管) 第 11 条 (略)</p> <p>(グリーン購入) 第 12 条 (略)</p> <p>(情報の開示) 第 13 条 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 5 月 20 日から施行する。
- 2 高知県換地業務促進費補助金交付要綱（平成 6 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 8 月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 5 月 18 日から施行し、平成 17 年度から適用する。  
ただし、高知県換地業務促進費補助金交付要綱に基づく事業で平成 16 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例によるものとする。
- 2 この要綱は、平成 27 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。  
ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 4 項、第 8 条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 30 日から施行し、適用する。ただし、平

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 5 月 20 日から施行する。
- 2 高知県換地業務促進費補助金交付要綱（平成 6 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 8 月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 5 月 18 日から施行し、平成 17 年度から適用する。  
ただし、高知県換地業務促進費補助金交付要綱に基づく事業で平成 16 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例によるものとする。
- 2 この要綱は、平成 27 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。  
ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 4 項、第 8 条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 30 日から施行し、適用する。ただし、平

成 21 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月10日から施行し、適用する。ただし、平成22年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、平成 28 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 10 条第 4 項、第 11 条及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、高知県換地業務促進費補助金交付要綱に基づく事業で平成 25 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 9 日から施行し、適用する。ただし、平成 27 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、平成 38 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 10 条第 4 項、第 11 条及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第 5 条、第 6 条、第 7 条関係） （略）

別記 1 （略）

成 21 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月10日から施行し、適用する。ただし、平成22年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。
- 2 この要綱は、平成 28 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 10 条第 4 項、第 11 条及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、高知県換地業務促進費補助金交付要綱に基づく事業で平成 25 年度に実施した事業の実施結果の報告については、なお従前の例による。

別表（第 5 条、第 6 条、第 7 条関係） （略）

別記 1 （略）

別紙 1  
平成 年度高知県換地業務促進事業計画書

(単位：円)

項 目	金 額	事 業 内 容			
<b>土地改良換地等促進事業</b>					
① 換地等強化事業推進委員会の設置					
② 換地技術者等及び換地事務量の把握等					
③ 換地事務に関する指導					
④ 農地利用集積に関する指導					
合 計	50%	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費
		事業費			土地改良区等費

事業の実施予定  
着手予定 平成 年 月 日  
完了予定 平成 年 月 日

(添付書類) ①国の実施要綱・要領の規定に基づき作成した水土総合強化推進事業計画書  
②換地強化事業推進委員会名簿  
③年間研修計画  
完了予定

現 行

別紙 1  
平成 年度高知県換地業務促進事業計画書 (単位：円)

項 目	金 額	事 業 内 容			
<b>土地改良換地等促進事業</b>					
① 受益農地管理強化委員会の設置					
② 換地規定に関する指導					
③ 換地処分完了地区等の差別に関する指導					
④ 促進管理制度活用に関する指導					
合 計	50%	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費
		事業費			土地改良区等費

事業の実施予定  
着手予定 平成 年 月 日  
完了予定 平成 年 月 日

(添付書類) ①国の実施要綱・要領の規定に基づき作成した土地改良区体制強化事業計画書  
②受益農地管理強化委員会名簿  
③年間研修計画  
完了予定

改 正

別紙2

平成 年度年間研修計画

研修の種類	研修の題目	開催予定年月日	開催日数	時間	開催予定地	研修対象者	費用の概算（千円）

国の次土総合強化推進事業実施要領（別紙様式第13号）を添付してください。

- 〔記載要領〕
- 1) 研修の種類ごとに区分して記入してください。また、同一研修を複数回開催する場合は、開催順に記入してください。
  - 2) 「研修の題目」欄は、研修課目ごとに研修時期を括弧書きで記入してください。
  - 3) 「開催予定地」欄は、市町村名を記入してください。
  - 4) 「研修対象者数」欄は、所属別に人数を記入してください。
  - 5) 「費用の概算」欄は、当該研修に要する費用の概算を記入してください。

行 現

別紙2

平成 年度年間研修計画

研修の種類	研修の題目	開催予定年月日	開催日数	時間	開催予定地	研修対象者	費用の概算（千円）

国の土地改良区体別強化事業実施要領（別紙様式第24号）を添付してください。

- 〔記載要領〕
- 1) 研修の種類ごとに区分して記入してください。また、同一研修を複数回開催する場合は、開催順に記入してください。
  - 2) 「研修の題目」欄は、研修科目ごとに研修時期を括弧書きで記入してください。
  - 3) 「開催予定地」欄は、市町村名を記入してください。
  - 4) 「研修対象者数」欄は、所属別に人数を記入してください。
  - 5) 「費用の概算」欄は、当該研修に要する費用の概算を記入してください。

正 改



改 正	現 行
別紙 4 (略)	別紙 4 (略)
第 2 号様式 (第 7 条関係) (略)	第 2 号様式 (第 7 条関係) (略)
第 2 号様式の 2 (第 8 条関係) (略)	第 2 号様式の 2 (第 8 条関係) (略)
第 3 号様式 (第 9 条関係) (略)	第 3 号様式 (第 9 条関係) (略)
第 4 号様式 (第 10 条関係) (略)	第 4 号様式 (第 10 条関係) (略)



別紙5

## 平成 年度高知県換地業務促進事業実績書

(単位：円)

項 目	金 額	事 業 内 容				
土地改良換地等促進事業						
① 換地等強化事業推進委員会の設置						
② 換地技術者及び換地事務員の把握等						
③ 換地業務に関する指導						
④ 農地利用集積に関する指導						
合 計		国庫補助金	国庫補助金	都道府県費	市町村費	土地改良区等費
		事業数	50%			

(添付書類) 国の実施要綱・要領の規定に基づき作成した水土総合強化推進事業実施結果報告書

行

現

別紙5

## 平成 年度高知県換地業務促進事業実績書

(単位：円)

項 目	金 額	事 業 内 容				
土地改良換地等促進事業						
① 受益農地管理強化委員会の設置						
② 換地規定に関する指導						
③ 換地処分未了地区等の解消に関する指導						
④ 財産管理制度活用に関する指導						
合 計		国庫補助金	国庫補助金	都道府県費	市町村費	土地改良区等費
		事業数	50%			

(添付書類) 国の実施要綱・要領の規定に基づき作成した土地改良区体制強化事業実施結果報告書

正

改

改 正	現 行
別紙 6 (略) 第 5 号様式 (第10条関係) (略)	別紙 6 (略) 第 5 号様式 (第10条関係) (略)